



# 熊谷市 記者クラブ取材情報

平成30年2月27日発表  
担当課：商工業振興課

## 事業の名称等

### 熊谷市企業立地支援制度 対象業種拡大について

#### 1. 日時

平成30年度～

#### 2. 場所

市内全域

#### 3. 事業概要

##### 【事業の目的】

「総合戦略」企業誘致推進事業では、市外企業の誘致及び市内企業の事業拡大等を支援し、産業の振興及び雇用の促進等による自主財源の確保を図るため、「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例」に基づき、投下固定資産に対する固定資産税相当額等を奨励金として交付しています。

##### 【対象業種拡大について】

これまで、製造業、建設業、運輸業等、工業系を中心に支援する制度となっていましたが、今回は、「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例施行規則」を改正し、『農業』、『宿泊業』、『医療』も広く産業と捉え、熊谷市企業立地支援制度の対象業種とすることとしました。

##### 【影響・効果】

本支援制度では、これまでも本社機能の移転に対する優遇や市内に転入した正社員に交付する「従業員転入奨励金」の創設など、社会情勢やニーズに合わせた改正を行い、平成28年度は9社、平成29年度は1月末現在で7社を新規立地や事業拡大による奨励金対象企業に指定しました。

今回の対象業種拡大によって、より幅広い企業の立地が見込まれます。

#### 4. 特徴やPRポイント

奨励金のメニューの豊富さや金額、交付要件面で県内最高水準の支援制度でしたが、今回の改正により、対象業種の多さでも県内最高水準となります。

県内市町村の同様の条例等を調べたところ、今回拡大した業種を対象としている市町村は、農業が4市町、宿泊業が3市町、医療が1町でした。

#### 5. その他

「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例」は、平成23年度に施行され、社会情勢の変化やニーズ、本市の政策目標に合わせて改正をしてきました。

直近では、平成28年度に本社機能を市内に移転した場合に通常3年間の奨励金を5年間に延長、市民の新規雇用の奨励金で正規雇用をより優遇、立地に併せ従業員が市内に転入した場合に事業者及び従業員に奨励金を交付、などの改正を行っています。

資料の有無( 有 )

担当者 商工業振興課 企業立地係 金子、長谷川

連絡先 内線 505

## 熊谷市はあなたの企業を応援します!

熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例

### 【奨励内容】

事業所新設等奨励金	固定資産税相当額を操業後3年度分交付 (新エネルギーに係る環境関連企業並びに本社機能の移転については5年度分交付)
雇用促進奨励金	雇用開始後1年経過時点での市民の新規雇用常用従業員1人当たり正規雇用の場合50万円、非正規の場合20万円を1回交付 (限度額3千万円) さらに2年間(計3年)継続した場合正規雇用に限り1人当たり20万円を1回交付(限度額2千万円)
従業員転入促進奨励金(企業に交付)	市内転入した正社員1人当たり10万円を1回交付(限度額1千万円)
従業員転入奨励金(社員に交付)	市内転入した正社員に対して20万円(金券)を1回交付
太陽光発電設備設置奨励金(出力10kW以上)	出力1kW当たり35万円を1回交付(限度額5百万円)
太陽熱温水器設置奨励金(集熱面積15㎡以上)	集熱面積1㎡当たり15万円を1回交付(限度額5百万円)
雨水利用設備設置奨励金(貯留量5㎡以上)	貯留量1㎡当たり5万円を1回交付(限度額5百万円)
緑化推進奨励金 (緑地面積200㎡以上:法令等の要件を超えた部分)	緑地の設置に要した費用の額の2分の1を1回交付 (限度額1千万円)
埋蔵文化財発掘調査奨励金	発掘調査に要した費用の額の2分の1を1回交付 (限度額1千万円)

### 【奨励金対象業種】

統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める以下の産業

○建設業      ○製造業      ○情報通信業      ○運輸業、郵便業      ○卸売業、小売業

(小売業については、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域内及び中心市街地を除き、物品等を保管することを目的とする事業所に限る。)

#### ○サービス業

(自動車一般整備業、その他の自動車整備業、一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く。)、建設・鉱山機械整備業、電気機械器具修理業及びコールセンター業に限る。)

#### 【新設】○農業、林業

(農業保険法(昭和22年法律第185号)第98条第1項第7号に規定する施設園芸を行うものに限る。)

#### 【新設】○宿泊業、飲食サービス業

(旅館、ホテルに限り、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に掲げる営業を営むものを除く。)

#### 【新設】○医療、福祉

(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は10人以上の患者を入院させるための施設を有する同条第2項に規定する診療所に限る。)

### 【奨励金交付の要件】

- 平成23年4月1日以降に事業を開始する事業所に係る土地や建物を取得又は賃借すること
- 取得の場合は(1)、(2)、(4)のいずれかを、賃借の場合は(2)、(3)、(4)のいずれかを満たすこと
  - 投下固定資産の合計額が5000万円(その区域が中心市街地である場合にあっては、3000万円)以上であること
  - 事業所の敷地面積が2000㎡以上又は床面積が1000㎡(その区域が中心市街地である場合にあっては、100㎡)以上であること
  - 新設等のために賃借した土地及び建物の賃借料の合計額が1月当たり20万円以上であること(その区域が中心市街地である場合に限る)
  - コールセンターであって、常用従業員が50人以上の規模であること
- 製造業の事業所については、市と公害の防止に関する協定を締結していること



### 【手続きについて】

事業所の事業開始の日の翌日から起算して30日以内に指定事業者の申請を行ってください。